

『専利紛争案件審理の法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定』の改正に関する最高人民法院の決定（意見募集稿）』

2014年7月16日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利紛争案件審理の法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定」 の改正に関する最高人民法院の決定（意見募集稿）

一. 第五条第二項

権利侵害行為地には、発明、実用新案権を侵害する製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、専利方法使用行為の実施地、当該専利方法によって直接得られた製品の使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、他人の専利の詐称行為の実施地、上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地が含まれる。

二. 第八条第一項

出願日が2009年10月1日以前（当該日は含まない）の実用新案について専利権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴時に、国務院専利行政部門が作成した検索報告書を提示することができる。出願日が2009年10月1日以降の実用新案又は意匠について専利権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴時に、国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告書を提示することができる。人民法院は、検索報告書又は専利権評価報告書を提示するよう原告に要求することができる。原告が正当な理由なく提示しない場合、人民法院は訴訟の中止を裁定することができる。

三. 第九条第一項

原告が提示した検索報告書又は専利権評価報告書には実用新案と意匠権を無効化する原因となる事由が見られない場合。

四. 第十七条

専利法第59条第1項にいう「発明又は実用新案権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。」とは、「専利権の保護範囲は請求項に記載するすべての技術特徴によって確定された範囲を基準とすべき」ことを指し、それには当該技術特徴と同等の特徴により確定された範囲も含むものとする。

同等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に相同する手段により、基本的に相同する機能を実現し、基本的に相同する効果をもたらし、かつ、当業者が侵害と訴えられた行為の発生日に創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

五. 第十九条

他人の専利を詐称した場合、人民法院は専利法第63条の規定に基づいて民事責任を追及することができる。専利業務を管理する部門が行政処罰を科さなかった場合、人民法院は民法通則第134条第2項の規定に基づいて民事制裁を科することができる。民事罰金の金額は専利法第63条の規定を参照して確定することができる。

六. 第二十条

専利法第65条に規定する「権利者の権利が侵害された実際の損害は、権利侵害により減少した専利権者の専利製品の販売総数と専利製品の合理的な利潤との積により計算する。権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、権利侵害製品の市場販売総数と専利製品の合理的利潤との積を、権利者の権利が侵害されて受けた実際の損害とみなすことができる。

専利法第65条に規定する「権利侵害者が権利侵害によって取得した利益」は、当該権利侵害製品の市場販売総数と権利侵害製品の合理的な利潤との積により計算する。権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利潤により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利潤により計算することができる。

七. 第二十一条

権利者の損害又は侵害者の利益を確定することが難しく、専利許諾使用料を参照できる場合は、人民法院は専利権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間などの要素を考慮し、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に賠償金額を確定することができる。専利許諾使用料の参考ができない場合、又は専利許諾使用料が明かに合理的でない場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状などの要素に基づいて、専利法第65条第2項の規定に従って賠償金額を確定することができる。

八. 第二十二条

権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は専利法第65条に定める賠償金額以外に別途計算することができる。

九. 第二十四条

専利法第11条、第69条にいう販売の申出とは、広告、店のショーウィンドー内の陳列、展示会での展示などの方式を通じて商品販売の意思表示を行うことをいう。